

『新プリメール民法5 家族法〔第2版〕』補遺

(2022年2月)

本書第2版刊行後の家族法に関する民法等の改正の動向について要点を掲記する。

I 2021(令和3)年民法等一部改正および相続土地国庫帰属法の制定

1 所有者不明土地の解消に向けた法制の見直し

いわゆる所有者不明土地問題の解決に向けて、所有者不明土地の所有者の探索および管理のための制度を創設し、土地の登記および管理の適正化を進め、土地利用の円滑化を図るとともに、所有者不明土地の発生を予防するための法整備が行われた。「民法等の一部を改正する法律」(2021年4月28日公布, 2023年4月1日施行)では、遺産の分割が相続開始時から10年以内に行われることを促し、相続登記を義務化している。

(1) 具体的相続分の主張の制限(本書第8章第4節)

特別受益または寄与分を考慮した具体的相続分の主張については、相続開始から10年間に限定し、その後の遺産分割では、原則として法定相続分または指定相続分による(新904条の3)。これによって、遺産分割の促進が図られている。

(2) 遺産分割しない旨の契約の制限

共同相続人は、5年以内の期間を定めて、遺産の全部または一部について分割をしない旨の契約をすることができるものとされた。この契約は更新できるが、相続開始時から10年以内に限定される。家庭裁判所による遺産の分割の禁止も同様である(新908条)。

(3) 相続財産の管理制度の見直し(本書第9章第5節)

相続財産の管理に関する規定に修正が加えられた。これまでの相続財産の「管理人」は、相続財産の「清算人」と改称された(新936条・952条-958条)。また、相続人の不在の場合の相続人搜索等の手続に要する期間は、10か月以上から6か月以上に短縮された(新952条・957条)。

(4) 相続登記の義務化

相続登記の申請が義務化される(新不登76条の2)。すなわち不動産を相続(特定財産承継遺言、遺贈を含む)により取得した相続人は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならない。正当な理由もなく3年以内に相続登記の申請をしなければ10万円以下の過料が科される(新不登164条1項)。手続の簡素化・合理化のために、「相続人申告登記」の制度が新設された(新不登76条の3)。これにより所有権の登記名義人について相続が開始した旨と、自らがその相続人である旨を申し出ること

で、申請義務を履行したものとみなされる。その後に遺産分割が成立したときは、分割の日から3年以内に、相続登記（所有権移転）の申請をしなければならない（2024年4月1日施行）。

2 相続土地国庫帰属法の制定

相続人が相続・遺贈により承継した土地を国庫に帰属させるための要件および手続を定める「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（相続土地国庫帰属法）が制定された（2021年4月28日公布，2023年4月27日施行）。相続等で取得したが資産価値の少ない土地の管理不全により、土地が有効活用されずに放置され、国土の荒廃が進むのを防止し、他方で安易な土地放棄、管理コストの国への転嫁を防ぐため、土地所有権を国庫に帰属させるには、通常管理または処分をするにあたり過分の費用または労力を要する土地に該当しないことを要件とする。

II 親子法改正

法制審議会は、2022（令和4）年2月14日に「民法（親子法制）等の改正に関する要綱」を決定した。概要は以下のとおり。

1 親権者の懲戒権に関する規定等の見直し（本書第6章第1節）

懲戒権に関する規定を廃止する（822条削除）。親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならないが、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない（新821条追加）。

2 嫡出推定制度に関する規定等の見直し（本書第5章第1節1）

（1）嫡出推定の見直し（772条の改正）

- ① 妻が婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。妻が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。
- ② ①の場合において、婚姻の成立の日から200日以内に生まれた子は、婚姻前に懐胎したものと推定し、婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。
- ③ ①の場合において、妻が子を懐胎した時から子の出生の時までの間に2以上の婚姻をしていたときは、その子は、その出生の直近の婚姻における夫の子と推定する。
- ④ ①から③により子の父が定められた子について、嫡出否認の訴えによりその父であることが否認された場合における③の適用においては、③の「直近の婚姻」とあるのは、「直近の婚姻（第774条の規定により子とその嫡出であることが否認された

夫との間の婚姻を除く。）」とする。

(2) 嫡出否認制度の見直し

① 否認権者の拡大　これまで父のみに認められていた嫡出否認権が子（親権を行う母または未成年後見人は、子に代わって、否認権を行使することができる）および母にも認められる（774条改正）。ただし、母は、その否認権の行使が子の利益を害することが明らかなきは、否認することができない。

前記(1)③の場合において、子の懐胎の時から出生の時までに母と婚姻していた者であって、子の父以外のもの（前夫）は、その否認権の行使が子の利益を害することが明らかでないときに限り、子が嫡出であることを否認することができる（子が成年に達するまで）。否認権を行使した前夫は、子が自らの嫡出子であることを否認することができない。

② 嫡出否認の当事者　否認権は、父は子または親権を行う母に対する、子または母は父に対する、前夫は父および子または親権を行う母に対する嫡出否認の訴えによって行う。

③ 嫡出の承認制度の見直し　父または母は、子の嫡出性を承認したときは、否認権を失う。

④ 嫡出否認の訴えの出訴期間の伸長　出訴期間は、子の出生を知った時から（子、母は子の出生の時から）3年に伸長される。父子間に3年以上の同居関係がない場合、子は21歳まで提訴することができる。ただし、子の否認権の行使が父による養育の状況に照らして父の利益を著しく害するときは、この限りでない。母が懐胎から出産までの間に2以上の婚姻をしていた場合に、出生の直近の婚姻の夫の子とする推定につき否認の裁判が確定したときは、新たに父と定められた者に対する嫡出否認の訴えは、先の否認裁判の確定を知った時から1年とする。

⑤ 父がした子の監護のための費用の償還の排除

⑥ 相続の開始後に嫡出否認により子と推定された者の価額の支払請求権の新設

3 女性に係る再婚禁止期間の廃止（本書第1章第2節）

民法772条の改正により再婚後の嫡出推定の重複に対する対応が採られたことから、再婚禁止期間は廃止される（733条削除）。これに伴い、父を定める訴えについては、重婚禁止（732条）の規定に違反して婚姻をした女が出産した場合において、適用するものとする（773条改正）。再婚禁止期間内にした婚姻の取消しに関する規定を削除する（774条2項改正、746条削除）。

4 第三者提供精子を用いた生殖補助医療により生まれた子の特則（本書第5章第1節3）

2020（令和2）年12月11日公布の生殖補助医療法では、ドナー精子による生殖補助

医療に同意した夫は嫡出否認の訴えをすることができないものとしていたが(10条)、改正法に対応して、子および妻も嫡出否認の訴えをすることができないものとする。

5 認知制度の見直しについて(本書第5章第1節2)

(1) 認知について反対の事実があることを理由とする認知者からの認知無効の訴えは、認知の時から7年以内に限られる。

(2) 子(または法定代理人)、子の母の出訴期限は、認知を知った時から7年である。ただし、認知の無効の主張が子の利益を害することが明らかなきは、子の母からの認知無効の訴えは認められない。

(3) 子が認知者と認知後に3年以上の同居期間がないときは、21歳まで、認知無効の訴えをすることができる。ただし、子の認知無効の主張が認知者による養育の状況に照らして認知者の利益を著しく害するときは、認められない。

(4) 人事訴訟法・家事事件手続法に認知者または子の死亡後の認知無効の訴えに関する規律を設ける(認知された子により相続権を害される者その他認知者の3親等内の親族、子の直系卑属またはその法定代理人による認知無効の訴え・調停の追行)。

(5) 認知された子による国籍取得は、認知について反対の事実があるときは、適用しない。

(6) 認知された胎児が出生した場合において、嫡出推定の規定により子の父が定められるときは、胎児認知は、その効力を生じない。

Ⅲ 離婚後の子の養育に関する改正の動向

2021(令和3)年3月から、法制審議会家族法制部会において、離婚後の子の養育への父母の関与の在り方および関連事項について審議されている。養育費および面会交流に関する制度の見直し、父母の離婚後の子の養育への父母の関与の態様、祖父母等の父母以外の者が子の養育に関与することをめぐる問題、子の養育における子の意思や意見の尊重、子の養育に関する法的概念の整理、親権者が再婚した場合の未成年養子縁組の問題、さらには離婚による財産分与制度の見直し等が検討されている。

Ⅳ 氏名の読み仮名の法制化のための戸籍法令の改正

2021(令和3)年11月から、法制審議会戸籍法部会において、個人の氏名を平仮名または片仮名で表記したもの(読み仮名)を戸籍の記載事項とする規定を整備する方向で、戸籍法制の見直しが審議されている。

[床谷 文雄]